

## 「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)を適正に使用するにあたり必要な事項を定めるものとする。また、ロゴマークは別表のとおりとする。

### (使用の申込み)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク使用申込書(別記第1号様式)に記入の上、知事に提出し、その許諾を得るものとする。

2 知事は、前項の規定による申込みについて、必要があると判断したときは、使用者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク使用届出書(別記第2号様式)を提出することにより、ロゴマークを使用することができる。なお、千葉県の本庁又は出先機関に事務局を置く団体が使用するときは、報道広報課へ協議すること。

(1) 県内市町村が使用するとき。

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。

(3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

### (使用料)

第3条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

### (使用期間)

第4条 ロゴマークの使用期間は、原則として令和9年12月31日までとする。

ただし、許諾を受けたものに限り令和10年3月31日まで使用することができる。なお、次項による場合を除き使用申込書に記載のとおりとする。

2 知事は、必要に応じて、使用期間を修正することができる。この場合において修正した期間は、許諾通知書に記載して通知する。

### (使用の許諾)

第5条 知事は、第2条第1項の規定による申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を許諾するものとする。

(1) 千葉県の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。

(2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

(3) 申込者の役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定するものを

いう。以下同じ。)であると認められるとき。

- (4) 申込者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴対法第2条2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - (5) 申込者の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (6) 申込者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (7) 申込者の役員等が、暴力団、暴力団員又は(3)から(6)に該当する法人等(有資格業者でないものを含む。)であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
  - (8) 申込者が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第5号に規定する営業を除く。)に規定する営業を行う者であるとき、あるいは申し込みの内容がその営業又は広告等に使用されるおそれのあるとき。
  - (9) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
  - (10) デザイン等をガイドマニュアルに従って使用しないおそれのあるとき。
  - (11) デザイン等の修正指示に応じないとき。
  - (12) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
  - (13) その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。
- 2 知事は、ロゴマークの使用を許諾するときは、「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク使用許諾通知書(別記第3号様式)により、申込者に通知するものとする。
  - 3 知事は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。
  - 4 知事は、使用を許諾しないときは、「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク使用不許諾通知書(別記第4号様式)により、申込者に通知するものとする。

#### (許諾内容の変更の申込み)

- 第6条 使用者は、許諾を受けたロゴマークの使用内容を変更しようとするときは、「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク使用内容変更申込書(別記第5号様式)を知事に提出し、その許諾を得るものとする。
- 2 知事は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾する場合には、「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク使用内容変更許諾通知書(別記第6号様式)により、申込者に通知するものとする。
  - 3 知事は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾しない場合には、「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク使用内容変更不許諾通知書(別記第7号様式)により、申込者に通知するものとする。
  - 4 第5条の規定は、第1項の申込みについて準用する。

#### (使用禁止及び許諾の解除)

- 第7条 知事は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。
- (1) 第5条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

- (2) 第5条第3項の条件に反したとき。
  - (3) 第8条各号の遵守事項を遵守しないとき。
- 2 知事は、次の各号に該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。
- (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
  - (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。
- 3 知事は、前項の規定により、使用を禁止し、又は許諾を解除するときは、「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク使用禁止・使用許諾解除通知書(別記第8号様式)により、使用者に通知するものとする。
- 4 知事は前項の規定による使用禁止又は使用許諾の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマークガイドマニュアルに従って使用すること。
- (4) 許諾を受けた使用者は、原則として物品には許諾番号を付すこと。
- (5) 許諾に際して「このロゴマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- (6) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(責任の制限)

第9条 使用者が、ロゴマークの使用方法及びそれに付随する表示内容について責任を有するものとし、ロゴマークの使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、知事は責任の一切を負わないものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関して必要な事項は、別に知事が定める。

2 本要領は通知なく改定する場合がある。改定内容については、千葉県ホームページ等で告知する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年6月4日から施行する。

別表 「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク

フルカラー(ブラック)	フルカラー(グレー)	フルカラー(イエロー)
		
グレースケール	モノクロ	
		

第1号様式（第2条第1項）

「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク使用申込書

年 月 日

千葉県知事

宛

< 申込者 >

住所（所在地）〒

氏名（名称及び代表者名）

「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申し込めます。

記

使用対象物品 又はサービス	
使用目的	
使用方法	種類・商品名（景品又はパッケージ名）・規格等を記入
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和9年12月31日 令和10年3月31日までは在庫の使用可。
使用場所	
製造個数又は 利用回数	

< 連絡先 >

担当者名・電話番号・メールアドレス

< 添付書類 >

- (1) 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
- (2) 申込者の概要が分かる書面
- (3) その他

裏面の誓約書も記載すること

次の1(1)から(8)までのいずれかに該当すると認められた場合又は次の2の遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名(名称及び代表者名) \_\_\_\_\_

- 1 (1) 千葉県の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 申込者の役員等が暴力団員または暴力団を利用しているなどと認められるとき。(「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク使用取扱要領第5条第3号から7号)
- (4) 申込者が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条(同条第1項第5号に規定する営業を除く。)に規定する営業を行う者であるとき、あるいは申し込みの内容がその営業又は広告等に使用されるおそれのあるとき。
- (5) 特定の政治家等の個人、政党又は宗教団体を支援するものであるとき、あるいはこれらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (6) デザイン等をガイドマニュアルに従って使用しないおそれのあるとき。
- (7) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (8) その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。

## 2 遵守事項

- 許諾された内容により使用すること。
- 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- 千葉県ホームページに掲載の「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマークガイドマニュアルに従って使用すること。
- 原則として物品には許諾番号を付すこと。
- 許諾に際して「チーバくんのイラストは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- 許諾にかかる物品の完成品は速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真または画像データをもって代えることができる。

遵守事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れて提出してください。

第2号様式（第2条第3項）

## 「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク使用届出書

年 月 日

千葉県総合企画部報道広報課長 宛

< 申込者 >

県内市町村、学校教育法第1条に規定する学校、報道機関に限る

住所（所在地）〒

氏名（名称及び代表者名）

「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマークを使用したいので、下記のとおり届け出ます。

記

使用対象物品 又はサービス	
使用目的	
使用方法	種類・商品名（景品又はパッケージ名）・規格等を記入
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和9年12月31日 令和10年3月31日までは在庫の使用可。
使用場所	
製造個数又は 利用回数	

< 連絡先 >

担当者名・電話番号・メールアドレス

< 添付書類 >

- (1) 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
- (2) 申込者の概要が分かる書面
- (3) その他

裏面の誓約書も記載すること

次の1(1)から(8)までのいずれかに該当すると認められた場合又は次の2の遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名(名称及び代表者名) \_\_\_\_\_

- 1 (1) 千葉県の商品性を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 申込者の役員等が暴力団員または暴力団を利用しているなどと認められるとき。(「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク使用取扱要領第5条第3号から7号)
- (4) 申込者が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条(同条第1項第5号に規定する営業を除く。)に規定する営業を行う者であるとき、あるいは申し込みの内容がその営業又は広告等に使用されるおそれのあるとき。
- (5) 特定の政治家等の個人、政党又は宗教団体を支援するものであるとき、あるいはこれらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (6) デザイン等をガイドマニュアルに従って使用しないおそれのあるとき。
- (7) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (8) その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。

## 2 遵守事項

- 許諾された内容により使用すること。
- 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- 千葉県ホームページに掲載の「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマークガイドマニュアルに従って使用すること。
- 許諾に際して「チーバくんのイラストは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- 許諾にかかる物品の完成品は速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真または画像データをもって代えることができる。

遵守事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れて提出してください。

第3号様式（第5条第2項）

## 「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク使用許諾通知書

第 号  
年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付けで申込みのあった、「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマークの使用については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	
使用対象物品 又はサービス	
使用目的	
使用方法	種類・商品名（景品又はパッケージ名）・規格等
使用期間	年 月 日～ 年 月 日 令和10年3月31日までは在庫の使用可。
使用場所	
条件	

以下の遵守事項を守って使用すること。

（遵守事項）

- （1）許諾された内容により使用すること。
- （2）許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3）千葉県ホームページに掲載の「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマークガイドマニュアルに従って使用すること。
- （4）原則として物品には許諾番号を付すこと。
- （5）許諾に際して条件を付された場合それに従うこと。
- （6）許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真または画像データをもって代えることができる。

第4号様式（第5条第4項）

「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク使用不許諾通知書

第 号  
年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付けで申込みがあった、下記物品又はサービスに係る「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマークの使用については、下記の理由により応じられませんので、不許諾とします。

記

不許諾対象物品 又はサービス	
(理由)	

第5号様式（第6条第1項）

「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク使用内容変更申込書

年 月 日

千葉県知事

宛

< 申込者 >

住所（所在地）〒

氏名（名称及び代表者）

年 月 日付けで許諾を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申し込みます。

記

許諾番号	使用対象物品又はサービス
(変更内容)	

< 連絡先 >

担当者名・電話番号・メールアドレス

第6号様式（第6条第2項）

## 「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク使用内容変更許諾通知書

第 年 月 日 号

様

千葉県知事

年 月 日付けで申込みのあったデザイン等の使用内容の変更については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	使用対象物品又はサービス
(変更内容)	

以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 千葉県ホームページに掲載の「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマークガイドマニュアルに従って使用すること。
- (4) 原則として物品には許諾番号を付すこと。
- (5) 許諾に際して条件を付された場合それに従うこと。
- (6) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真または画像データをもって代えることができる。

第7号様式（第6条第3項）

「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク使用内容  
変更不承諾通知書

第 年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付けで申込みがあった下記物件に係る「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマークの使用内容の変更については、下記の理由により応じられませんので、不承諾とします。

記

許諾番号	不承諾対象物品又はサービス
(理由)	

第8号様式（第7条第3項）

「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク  
使用禁止・使用許諾解除通知書

第 年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付け第 号で許諾した使用について、下記のとおり（使用を禁止 ・ 使用許諾を解除）します。

- 1 （使用禁止 ・ 使用許諾解除）の内容
- 2 理由